

令和4年6月23日
教育庁教職員課

報道関係者各位

公立学校教職員の懲戒処分について

このことについて、本日の教育委員会で決定され、本日付けで処分をしましたのでお知らせいたします。

記

1 不適正な業務執行（事務処理の懈怠等）

(1) 高等学校（村山地区） 学校職員（40代、男）〔停職2月〕

- 令和3年度までの在籍所属において、奨学のための給付金事務、保護者への返金事務、退職者に対する通知事務、会計年度任用職員の社会保険料納付事務など8業務で不適正な処理があり、遅延を生じさせた。また、令和元年度の在籍所属において、職員の手当等に関する文書を処理せず無断で持ち出した。

(2) 小学校（庄内地区） 学校職員（50代、女）〔減給4月〕

- 令和3年度、職員1名が提出した扶養親族認定の届出を放置し、扶養手当相当額を当該職員に自費で振り込んだ。その後、届出書類の日付を不正に書き換え、遅延が発覚しないようにして教育事務所へ提出した。また、購入した消耗品や図書、約30件分の請求について支出事務を故意に行わず、業者への支払いを遅延させた。

2 処分年月日

令和4年6月23日

【問い合わせ先】

教育庁教職員課 課長補佐（総括・行政給与担当）

菊地 敏明

電話 023-630-2563

報道監

教育次長 中川 崇